

平成30年度 石川県 かほく市 予算書

一般会計

特別会計

市営バス事業特別会計

墓地特別会計

ケーブルテレビ事業特別会計

国民健康保険特別会計

後期高齢者医療特別会計

介護保険特別会計

大海財産区特別会計

企業会計

水道事業会計

下水道事業会計

目 次

議案第1号	平成30年度かほく市一般会計予算	1
議案第2号	平成30年度かほく市営バス事業特別会計予算	13
議案第3号	平成30年度かほく市墓地特別会計予算	19
議案第4号	平成30年度かほく市ケーブルテレビ事業特別会計予算	25
議案第5号	平成30年度かほく市国民健康保険特別会計予算	31
議案第6号	平成30年度かほく市後期高齢者医療特別会計予算	39
議案第7号	平成30年度かほく市介護保険特別会計予算	45
議案第8号	平成30年度かほく市大海財産区特別会計予算	51
議案第9号	平成30年度かほく市水道事業会計予算	57
議案第10号	平成30年度かほく市下水道事業会計予算	63

平成30年度 かほく市一般会計予算

議案第1号

平成30年度 かほく市一般会計予算

平成30年度のかほく市一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15,290,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は2,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成30年2月26日提出

かほく市長 油野 和一郎

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1. 市税		4,087,405
	1. 市民税	1,892,880
	2. 固定資産税	1,580,222
	3. 軽自動車税	89,418
	4. 市たばこ税	209,016
	5. 都市計画税	315,869
2. 地方譲与税		113,000
	1. 地方揮発油譲与税	33,000
	2. 自動車重量譲与税	80,000
3. 利子割交付金		9,000
	1. 利子割交付金	9,000
4. 配当割交付金		16,000
	1. 配当割交付金	16,000
5. 株式等譲渡所得割交付金		10,000
	1. 株式等譲渡所得割交付金	10,000
6. 地方消費税交付金		613,000
	1. 地方消費税交付金	613,000
7. ゴルフ場利用税交付金		30,000
	1. ゴルフ場利用税交付金	30,000
8. 自動車取得税交付金		30,000
	1. 自動車取得税交付金	30,000
9. 地方特例交付金		21,000
	1. 地方特例交付金	21,000
10. 地方交付税		5,220,000
	1. 地方交付税	5,220,000

(単位：千円)

款	項	金額
11. 交通安全対策特別交付金		2,600
	1. 交通安全対策特別交付金	2,600
12. 分担金及び負担金		73,828
	1. 負担金	73,828
13. 使用料及び手数料		295,239
	1. 使用料	279,684
	2. 手数料	15,555
14. 国庫支出金		1,512,326
	1. 国庫負担金	1,177,735
	2. 国庫補助金	325,370
	3. 委託金	9,221
15. 県支出金		780,360
	1. 県負担金	506,260
	2. 県補助金	203,191
	3. 委託金	70,909
16. 財産収入		86,626
	1. 財産運用収入	86,625
	2. 財産売払収入	1
17. 寄附金		25,984
	1. 寄附金	25,984
18. 繰入金		607,442
	1. 他会計繰入金	2
	2. 基金繰入金	607,440
19. 繰越金		10,000
	1. 繰越金	10,000

(単位：千円)

款	項	金額
20. 諸収入		334,390
	1. 延滞金、加算金及び過料	4,000
	2. 市預金利子	1
	3. 貸付金元利収入	5,646
	4. 受託事業収入	6,019
	5. 雑入	318,724
21. 市債		1,411,800
	1. 市債	1,411,800
歳入	合計	15,290,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 議会費		159,713
	1. 議会費	159,713
2. 総務費		1,583,460
	1. 総務管理費	1,282,629
	2. 徴税費	154,642
	3. 戸籍住民基本台帳費	106,620
	4. 選挙費	13,949
	5. 統計調査費	10,615
	6. 監査委員費	15,005
3. 民生費		4,997,708
	1. 社会福祉費	2,399,788
	2. 児童福祉費	2,286,223
	3. 生活保護費	311,697
	△災害救助費	0
4. 衛生費		1,044,876
	1. 保健衛生費	499,461
	2. 清掃費	501,315
	3. 上水道費	44,100
5. 労働費		39,608
	1. 労働諸費	39,608
6. 農林水産業費		335,636
	1. 農業費	307,967
	2. 林業費	25,679
	3. 水産業費	1,990
7. 商工費		116,707

(単位：千円)

款	項	金額
	1. 商工費	116,707
8. 土木費		1,629,510
	1. 土木管理費	53,609
	2. 道路橋りょう費	373,676
	3. 河川費	8,277
	4. 都市計画費	1,159,952
	5. 住宅費	33,996
9. 消防費		493,995
	1. 消防費	493,995
10. 教育費		2,023,161
	1. 教育総務費	103,632
	2. 小学校費	884,164
	3. 中学校費	180,828
	4. 社会教育費	406,648
	5. 保健体育費	164,895
	6. 学校給食費	282,994
11. 災害復旧費		4
	1. 農林水産施設災害復旧費	2
	2. 公共土木施設災害復旧費	1
	3. 文教施設災害復旧費	1
12. 公債費		2,845,621
	1. 公債費	2,845,621
13. 諸支出金		1
	1. 普通財産取得費	1
14. 予備費		20,000

(単位：千円)

款	項	金額
	1. 予備費	20,000
歳出	合計	15,290,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
固定資産システム評価業務	平成31年度から 平成32年度まで	14,000千円
外日角小学校長寿命化事業	平成31年度	914,000千円

第3表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
臨時財政対策	587,000	普通貸借 又は 証券発行	年3.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び民間等資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金又は地方公共団体金融機構資金については、その貸付条件による。その他の資金については、借入先の融通条件による。 ただし、市財政の都合により据置期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
ケーブルテレビ整備事業	6,300			
認定こども園等整備事業	23,200			
七塚健康福祉センター整備事業	14,400			
宇ノ気保健福祉センター整備事業	8,800			
老人福祉施設バス整備事業	5,800			
上水道事業一般会計出資金	42,600			
担い手育成基盤整備事業	66,000			
ため池整備事業	2,500			
土地改良総合整備事業	7,800			
農業用施設整備事業	2,700			
県道負担金事業	2,700			

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
道路橋りょう 整備事業	156,400	普通貸借 又は 証券発行	年3.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び民間等資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金又は地方公共団体金融機構資金については、その貸付条件による。その他の資金については、借入先の融通条件による。 ただし、市財政の都合により据置期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
都市公園整備事業	15,800			
浸水対策事業	5,100			
消防防災施設 整備事業	4,000			
Jアラート整備事業	3,200			
宇ノ気小学校整備事業	4,800			
外日角小学校整備事業	396,200			
七塚小学校整備事業	22,200			
高松中学校整備事業	13,100			
西田記念哲学館整備事業	21,200			
計	1,411,800			

平成30年度 かほく市営バス事業特別会計予算

議案第 2 号

平成 3 0 年度 かほく市営バス事業特別会計予算

平成 3 0 年度のかほく市営バス事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 4, 7 3 8 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は 4, 0 0 0 千円と定める。

平成 3 0 年 2 月 2 6 日提出

かほく市長 油野 和一郎

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1. 利用料収入		2,000
	1. 利用料収入	2,000
2. 県支出金		4,776
	1. 県補助金	4,776
3. 財産収入		1
	1. 財産運用収入	1
4. 繰入金		7,953
	1. 他会計繰入金	7,953
5. 繰越金		1
	1. 繰越金	1
6. 諸収入		7
	1. 市預金利子	1
	2. 雑入	6
歳入合計		14,738

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 総務費		14,687
	1. 総務管理費	1
	2. バス営業費	14,686
2. 公債費		1
	1. 公債費	1
3. 予備費		50
	1. 予備費	50
歳 出 合 計		14,738

平成30年度 かほく市墓地特別会計予算

議案第3号

平成30年度 かほく市墓地特別会計予算

平成30年度のかほく市墓地特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ16,484千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は1,000千円と定める。

平成30年2月26日提出

かほく市長 油野 和一郎

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金額
1. 使用料及び手数料		7,762
	1. 使用料	7,762
2. 財産収入		213
	1. 財産運用収入	213
3. 繰入金		8,506
	1. 他会計繰入金	1
	2. 基金繰入金	8,505
4. 繰越金		1
	1. 繰越金	1
5. 諸収入		2
	1. 市預金利子	1
	2. 雑入	1
歳 入	合 計	16,484

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 事業費		1,379
	1. 墓地費	1,166
	2. 基金費	213
2. 公債費		15,105
	1. 公債費	15,105
歳 出 合 計		16,484

平成30年度 かほく市ケーブルテレビ事業特別会計予算

議案第4号

平成30年度 かほく市ケーブルテレビ事業特別会計予算

平成30年度のかほく市ケーブルテレビ事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ88,600千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は10,000千円と定める。

平成30年2月26日提出

かほく市長 油野 和一郎

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1. 使用料及び手数料		85,936
	1. 使用料	85,936
2. 財産収入		2,655
	1. 財産運用収入	2,655
3. 繰入金		2
	1. 他会計繰入金	1
	2. 基金繰入金	1
4. 繰越金		1
	1. 繰越金	1
5. 諸収入		6
	1. 市預金利子	1
	2. 雑入	5
歳入	合計	88,600

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 総務費		88,599
	1. 総務管理費	88,599
2. 公債費		1
	1. 公債費	1
歳 出	合 計	88,600

平成30年度 かほく市国民健康保険特別会計予算

議案第5号

平成30年度 かほく市国民健康保険特別会計予算

平成30年度のかほく市国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,311,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は300,000千円と定める。

平成30年2月26日提出

かほく市長 油野 和一郎

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金額
1. 国民健康保険税		610,228
	1. 国民健康保険税	610,228
2. 使用料及び手数料		1
	1. 手数料	1
3. 国庫支出金		2
	1. 国庫負担金	1
	2. 国庫補助金	1
4. 療養給付費等交付金		1
	1. 療養給付費等交付金	1
5. 県支出金		2,483,630
	1. 県補助金	2,483,629
	2. 財政安定化基金交付金	1
	△県負担金	0
6. 財産収入		312
	1. 財産運用収入	312
7. 繰入金		215,314
	1. 他会計繰入金	185,314
	2. 基金繰入金	30,000
8. 繰越金		1
	1. 繰越金	1
9. 諸収入		1,510
	1. 延滞金、加算金及び過料	1,504
	2. 市預金利子	1
	3. 雑入	5
10. 市債		1

(単位：千円)

款	項	金額
	1. 財政安定化基金貸付金	1
△前期高齢者交付金		0
	△前期高齢者交付金	0
△共同事業交付金		0
	△共同事業交付金	0
歳入	合計	3,311,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 総務費		22,431
	1. 総務管理費	18,678
	2. 徴税費	3,743
	3. 運営協議会費	10
2. 保険給付費		2,454,345
	1. 保険給付費	2,454,345
3. 国民健康保険事業費納付金		789,096
	1. 国民健康保険事業費納付金	789,096
4. 財政安定化基金拠出金		1
	1. 財政安定化基金拠出金	1
5. 共同事業拠出金		1
	1. 共同事業拠出金	1
6. 保健事業費		37,416
	1. 保健事業費	37,416
7. 基金積立金		264
	1. 基金積立金	264
8. 公債費		2
	1. 公債費	1
	2. 財政安定化基金償還金	1
9. 諸支出金		3,944
	1. 償還金及び還付加算金	3,944
10. 予備費		3,500
	1. 予備費	3,500
△後期高齢者支援金		0
	△後期高齢者支援金	0

(単位：千円)

款	項	金額
△前期高齢者納付金		0
	△前期高齢者納付金	0
△老人保健拠出金		0
	△老人保健拠出金	0
△介護納付金		0
	△介護納付金	0
歳出合計		3,311,000

平成30年度 かほく市後期高齢者医療特別会計予算

議案第6号

平成30年度 かほく市後期高齢者医療特別会計予算

平成30年度のかほく市後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ395,300千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成30年2月26日提出

かほく市長 油野 和一郎

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1. 後期高齢者医療保険料		271,720
	1. 後期高齢者医療保険料	271,720
2. 使用料及び手数料		1
	1. 手数料	1
3. 繰入金		123,066
	1. 他会計繰入金	123,066
4. 繰越金		1
	1. 繰越金	1
5. 諸収入		512
	1. 延滞金及び過料	10
	2. 償還金及び還付加算金	501
	3. 雑入	1
歳入	合計	395,300

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 総務費		8,191
	1. 総務管理費	331
	2. 徴収費	7,860
2. 後期高齢者医療広域連合納付金		386,607
	1. 後期高齢者医療広域連合納付金	386,607
3. 諸支出金		502
	1. 償還金及び還付加算金	501
	2. 繰出金	1
歳 出	合 計	395,300

平成30年度 かほく市介護保険特別会計予算

議案第7号

平成30年度 かほく市介護保険特別会計予算

平成30年度のかほく市介護保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,061,400千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は200,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成30年2月26日提出

かほく市長 油野 和一郎

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金額
1. 介護保険料		721,753
	1. 介護保険料	721,753
2. 使用料及び手数料		2
	1. 手数料	2
3. 国庫支出金		675,257
	1. 国庫負担金	516,913
	2. 国庫補助金	158,344
4. 支払基金交付金		795,064
	1. 支払基金交付金	795,064
5. 県支出金		434,189
	1. 県負担金	412,204
	2. 県補助金	21,985
6. 財産収入		84
	1. 財産運用収入	84
7. 寄附金		1
	1. 寄附金	1
8. 繰入金		435,043
	1. 一般会計繰入金	435,043
9. 繰越金		1
	1. 繰越金	1
10. 諸収入		6
	1. 延滞金、加算金及び過料	2
	2. 市預金利子	1
	3. 雑入	3
歳 入 合 計		3,061,400

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1. 総務費		52,489
	1. 総務管理費	22,677
	2. 介護認定審査会費	29,565
	3. 計画策定委員会費	247
2. 保険給付費		2,858,838
	1. 介護サービス等給付費	2,857,015
	2. その他諸費	1,823
3. 地域支援事業費		144,309
	1. 介護予防・日常生活支援総合事業費	85,852
	2. 包括的支援事業・任意事業費	54,326
	3. 社会保障充実事業費	4,131
4. 基金積立金		4,240
	1. 基金積立金	4,240
5. 公債費		20
	1. 公債費	20
6. 諸支出金		504
	1. 償還金及び還付加算金	502
	2. 繰出金	1
	3. 延滞金	1
7. 予備費		1,000
	1. 予備費	1,000
歳 出	合 計	3,061,400

平成30年度 かほく市大海財産区特別会計予算

議案第8号

平成30年度 かほく市大海財産区特別会計予算

平成30年度のかほく市大海財産区特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,860千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は1,000千円と定める。

平成30年2月26日提出

かほく市長 油野 和一郎

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1. 賦課金		167
	1. 賦課金	167
2. 財産収入		322
	1. 財産運用収入	321
	2. 財産売払収入	1
3. 繰入金		1,368
	1. 基金繰入金	1,368
4. 繰越金		1
	1. 繰越金	1
5. 諸収入		2
	1. 市預金利子	1
	2. 雑入	1
歳入	合計	1,860

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 管理会費		153
	1. 管理会費	153
2. 総務費		984
	1. 総務管理費	984
3. 林業費		672
	1. 林業費	672
4. 公債費		1
	1. 公債費	1
5. 予備費		50
	1. 予備費	50
歳 出	合 計	1,860

平成30年度 かほく市水道事業会計予算

議案第9号

平成30年度 かほく市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成30年度のかほく市水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	12,200戸	
(2) 年間総給水量	3,650,000m ³	
(3) 一日平均給水量	10,000m ³	
(4) 主要な建設改良事業	配水施設整備事業	561,956千円
	取水及び浄水施設整備事業	6,015千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入		
第1款	水道事業収益	711,057千円
第1項	営業収益	663,508千円
第2項	営業外収益	47,548千円
第3項	特別利益	1千円
支出		
第1款	水道事業費用	696,830千円
第1項	営業費用	642,481千円
第2項	営業外費用	54,049千円
第3項	特別損失	300千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額238,986千円は当年度分消費税資本的収支調整額41,131千円、過年度分損益勘定留保資金110,594千円及び当年度分損益勘定留保資金87,261千円で補てんするものとする。）。

		収 入	
第 1 款	資 本 的 収 入		4 9 8 , 8 7 4 千 円
第 1 項	企 業 債		4 3 3 , 2 0 0 千 円
第 2 項	工 事 負 担 金		7 3 4 千 円
第 3 項	他 会 計 出 資 金		4 2 , 6 0 0 千 円
第 4 項	国 庫 補 助 金		2 2 , 3 4 0 千 円
		支 出	
第 1 款	資 本 的 支 出		7 3 7 , 8 6 0 千 円
第 1 項	建 設 改 良 費		5 7 4 , 1 7 1 千 円
第 2 項	企 業 債 償 還 金		1 6 3 , 6 8 9 千 円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
建設改良事業	433,200千円	普通貸借 又は 証券発行	年3.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金又は地方公共団体金融機構資金については、その貸付条件による。その他の資金については、借入先の融通条件による。 但し、企業財政の都合により据置期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

50,682千円

(たな卸資産購入限度額)

第7条 たな卸資産の購入限度額は、6,785千円と定める。

平成30年2月26日提出

かほく市長 油野 和一郎

平成30年度 かほく市下水道事業会計予算

議案第10号

平成30年度 かほく市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成30年度のかほく市下水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 水洗化戸数	11,200戸
(2) 年間有収水量	3,840,000m ³
(3) 一日平均有収水量	10,520m ³
(4) 主要な建設改良事業	管路施設整備事業 74,780千円
	処理場施設整備事業 379,988千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入	
第1款	下水道事業収益 1,735,446千円
第1項	営業収益 492,090千円
第2項	営業外収益 1,243,354千円
第3項	特別利益 2千円
支出	
第1款	下水道事業費用 1,705,281千円
第1項	営業費用 1,468,447千円
第2項	営業外費用 236,484千円
第3項	特別損失 350千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額701,339千円は当年度分消費税資本的収支調整額15,191千円及び当年度分損益勘定留保資金686,148千円で補てんするものとする。）。

収 入			
第 1 款	資 本 的 収 入		959,850千円
第 1 項	企 業 債		487,800千円
第 2 項	国 県 等 補 助 金		230,050千円
第 3 項	分 担 金 及 び 負 担 金		10,500千円
第 4 項	他 会 計 出 資 金		230,000千円
第 5 項	工 事 負 担 金		1,500千円
支 出			
第 1 款	資 本 的 支 出		1,661,189千円
第 1 項	建 設 改 良 費		459,193千円
第 2 項	企 業 債 償 還 金		1,201,996千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
下 水 道 事 業	487,800千円	普通貸借 又は 証券発行	年3.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金又は地方公共団体金融機構資金については、その貸付条件による。その他の資金については、借入先の融通条件による。 ただし、企業財政の都合により据置期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は1,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費

4,591千円

(他会計からの補助金)

第8条 下水道事業に助成するため、かほく市一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、782,000千円である。

平成30年2月26日提出

かほく市長 油野 和一郎

※平成30年度 かほく市予算書及び予算に関する説明書は
110部作成し、印刷経費は1部当たり、1,155円です。